

やちまた男女共同参画だより

Vol.11

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業などが行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されています。パートナーから暴力を受けた悩みを「家庭内の問題のことだから」や「夫婦の問題だから」とひとりで抱えていませんか？ DVは人権侵害で生命の危険さえある「犯罪」行為です。誰でも安全で安心して暮らす権利があります。

現在、国では相談体制を拡充しています。

DV相談+（プラス）

電話相談（24時間受付）

つなぐ はやく
0120-279-889

メール相談（24時間受付）

<https://form.soudanplus.jp/mail>
必要事項を入力して送信



チャット相談（12~22時）

外国語相談にも対応（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）

<https://form.soudanplus.jp/ja>
必要事項を入力して送信



同行支援、保護、緊急の宿泊提供、WEB面談も実施中

ここにでんわ

従来のDV相談 0570-0-55210 も継続して行っています。

子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るう面前DVは、子どもへの心理的虐待にあたります。

児童相談所 いちはやく
全国共通ダイヤル 189



発行
八街市総務部企画政策課
〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35-29
TEL 043-443-1114 FAX 043-444-0815
E-mail kikaku@city.yachimata.lg.jp
発行日 令和2年5月